

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

事業のご案内

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業とは

ひとり親家庭の母または父である方が、就業に結びつきやすい対象資格を取得するため修業年限1年以上の養成機関で修業している場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために訓練促進給付金を、また修業修了時に修了支援給付金を支給する事業です。

令和3年度から、訓練期間が6月以上の対象資格に支給対象を拡充しています。

給付を受けるためには、申請の前に事前相談が必要となります。(修業を始める前に事前に相談されることをお勧めします。)

令和6年4月

神戸市こども家庭局子育て支援課

1 支給の対象となる方 以下のすべてに該当する方

- (1) 神戸市内に住所を有する児童（20歳未満）を扶養する配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む）のない女子又は男子（注1）
- (2) 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にある方（注2）
- (3) 修業年限6月以上の養成機関において修業しており、対象資格取得が見込まれる方
- (4) 就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方
- (5) 過去に高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給を受けていない方（注1）

「配偶者のない女子又は男子」とはたとえば次のような方です

- 配偶者と死別した女子又は男子であって、現に婚姻をしていないもの
- 離婚した女子又は男子であって、現に婚姻をしていないもの
- 配偶者の生死が長期にわたって明らかでない女子又は男子
- 配偶者から長期にわたって遺棄されている女子又は男子
- 配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働力を失っている女子又は男子
- 婚姻によらないで母又は父となった女子又は男子で現に婚姻をしていないもの

(注2)

給付対象となる場合：申請者の所得 - ①控除額 < (表1) 限度額 + ②加算額

所得とは・・・

申請者の収入から給与所得控除額などを控除し、養育費の8割相当額を加算した額です。

養育費とは・・・

離婚をしても、別居親は児童に対して扶養義務（児童の養育費を支払う義務）があります。別居親から児童又は母（又は父）が養育費を受け取る場合は、それだけ家庭の収入が増えますので、その8割を母（又は父）の所得として計算します。

(表1) 所得制限限度額（単位：円）

扶養親族等数	本人
0	1,920,000
1	2,300,000
2	2,680,000
3	3,060,000
4	3,440,000
5	3,820,000

①申請者所得控除額	②所得制限限度額への加算額	
一律控除 8万円	老人控除対象配偶者	}
特別障害者控除 40万円	老人扶養親族	
障害者・勤労学生控除 27万円	特定扶養親族（19～22歳）	}
雑損、小規模企業共済等掛金、医療費	扶養親族（16～18歳）	

(表1) 扶養親族等数

児童扶養手当を受給しておらず、16歳～19歳未満の一般扶養親族がいる場合について、申立書を提出いただくことで、特定扶養親族として扶養親族等数に含むことができる場合があります。お住まいの区のこども福祉係へご相談ください。

※ 障害基礎年金と児童扶養手当を併給する場合は、児童扶養手当では、本人の所得計算に非課税年金（障害年金、遺族年金等）が加算されますが、高等職業訓練促進給付金の所得制限の本人所得の計算では、非課税年金は加算されません。児童扶養手当は対象外となっても、本事業は受給できる可能性があります。お住まいのこども福祉係へご相談ください。

※ 高等職業訓練促進給付金では、毎年8月支給分より、前年所得額で支給額を決定しますが、児童扶養手当では、毎年11月支給分より、前年所得額で支給額が決定されます。よって、毎年8～10月については、児童扶養手当を受給していても、前年所得が所得制限を超過する場合は、高等職業訓練促進給付金は支給停止となります。

2 対象資格

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士
美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師 ほか

※令和3年4月1日～受講開始する場合は、以下の資格も対象資格となります。

- ①専門実践教育訓練給付の指定講座のうち、訓練期間が6月以上の資格
- ②特定一般教育訓練給付の指定講座のうち、訓練期間が6月以上の資格
- ③一般教育訓練給付の指定講座のうち、訓練期間が6月以上かつ情報関係の資格
(教育訓練給付制度検索システムの「情報関係」の分野の講座を受講する資格のみ対象)

【教育訓練給付制度検索システム】

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SCM/SCM101Scr02X/SCM101Scr02XInit.form>

3 他の施策との併用について

- ・求職者支援制度における**職業訓練受講給付金**、雇用保険法第24条に定める**訓練延長給付**、雇用保険法による**教育訓練支援給付金**等、趣旨を同じくする給付金制度との併用はできません。
 - ・大学等修学支援法による給付型奨学金との併用はできません。給付型奨学金の認定を受けている場合は、支援の停止の手続きを行ってください。
 - ・雇用保険法による一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金（受講費用の助成）との併用は可能です。
 - ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金[※]（受講費用の助成）については、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付」の入学準備金（50万円以内）、「介護福祉士修学資金貸付」「保育士修学資金貸付」等、学資を内容とする他制度（就業継続等による免除規定があるもの）を利用しない場合に限り、申請が可能です。
- ※ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金は、雇用保険法による一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の受給資格の有無や修業年数により、支給割合や上限額が異なります。

4 高等職業訓練促進給付金の支給

■支給期間：全期間（上限4年）

■支給額：市民税非課税世帯 / 月額 100,000 円
(修業期間の最後の12ヵ月のみ月額 140,000 円)
※12ヵ月未満であるときは、当該期間

市民税課税世帯 / 月額 70,500 円
(修業期間の最後の12ヵ月のみ月額 110,500 円)
※12ヵ月未満であるときは、当該期間

【支給期間について】

- ・ **4年以上の課程の履修が必須となる資格の取得を目指す方^{*}に限り、上限4年**です。
^{*}例) 高等学校の看護師養成課程(5年一貫)、大学の保健・医療・福祉系学部で保健師、助産師、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格取得を目指す方、看護師養成機関修了後に引き続き保健師、助産師の資格取得を目指す方、准看護師養成機関修了後に引き続き看護師養成機関で修業される方
- ・ 資格取得のために必要な最短修業期間が支給期間の上限となります。
- ・ 保育士資格取得のために大学で修業される場合の支給期間は、上限**3年**です。
- ・ 准看護師養成機関修了後に引き続き看護師養成機関で修業される場合は、看護師養成機関入学後、改めて支給申請を行っていただく必要があります。
^{*}災害、疾病、負傷等やむを得ない事由により引き続き看護師養成機関に入学できなかった場合は、准看護師養成機関を修了した年の翌年の入学に限り、給付金の支給を受けることができます。

【支給額について】

- ・ 支給額は、申請者及び同居の家族全員の市民税課税状況によって決定します。
^{*}同居家族に市民税課税の方がいる場合は、申請者が非課税でも、課税世帯の支給額となります。
^{*}支給額は、4～7月分は前年度、8～翌3月分は当年度の課税状況により決定します。
- ・ 修業開始日以後、申請された日の属する月より支給します(修業途中からの申請も可能)。
- ・ 准看護師養成機関修了後に引き続き看護師養成機関で修業される場合は、准看護師課程の2年目ではなく、看護師課程の2年目(累計4年目)(3年制看護師養成機関の場合は3年目(累計5年目))に増額することとします。
- ・ 准看護師課程で増額を受けた後に予定が変わり看護師養成機関に進学された場合、看護師課程では増額を受けることができません。
- ・ 准看護師養成機関修了後に引き続き3年制看護師養成機関で修業される場合や、5年以上の課程の養成機関で修業される場合等、修業中の全期間が給付金の支給対象にならない方が修業期間の最後の12ヵ月の額(月4万円増額)での支給を受けるためには、修業中1年間(修業年限によっては2年間)は給付金を受給せず、修業期間の最後の12ヵ月に受給していただく必要があります。

例) 准看護師養成機関(2年制)修了後、引き続き看護師養成機関(2年制)で修業される場合

1年目	2年目	3年目	4年目
准看護師課程(2年間)		看護師課程(2年間)	
受給する	受給する [*] 増額対象外	受給する	受給する [*] 増額対象

例) 准看護師養成機関(2年制)修了後、引き続き看護師養成機関(3年制)で修業される場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
准看護師課程(2年間)		看護師課程(3年間)		
受給する	受給する [*] 増額対象外	受給する [*] 選択	受給しない [*] 選択	受給する [*] 増額対象

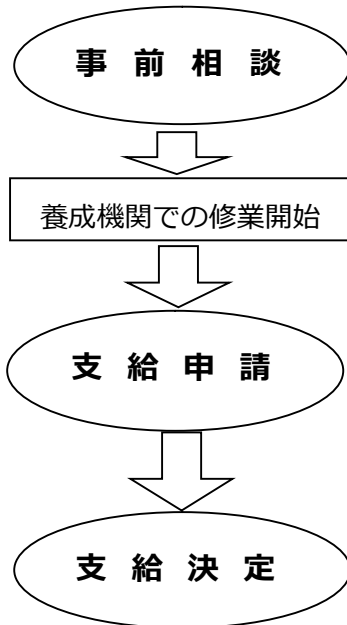
^{*}看護師課程入学後、1年目(累計3年目)の受給については、1年生もしくは2年生のいずれかを選択ください。

寡婦（夫）控除のみなし適用について H28.4～R3.2(7月受給まで経過措置あり)

非婚で子を養育するひとり親の方については、税法上の「寡婦（夫）控除」が適用されるものとみなして支給額を算定します。（本人の合計所得額が125万円以下の場合、非課税世帯の支給額となります。ただし、同居家族が市民税課税の場合は、課税世帯の支給額となります。）
該当される場合は、申請の際にお申し出ください。

5 高等職業訓練促進給付金の手続き

<申請手続き>



お住まいの区・北須磨支所のこども福祉担当で、事前相談を受けてください。

資格取得の計画や生活状況などをお聴きし、制度や手続きについてご説明します。

養成機関での修業を開始した日以後に、必要書類をそろえて、お住まいの区・北須磨支所のこども福祉担当に支給申請をしてください。（書類に不備や疑義がある場合は、再度来所していただくことがあります。）

申請書類を審査し、支給（不承認）決定通知書を送付します。
決定通知書は大切に保管してください。

支給申請に必要な書類

- ①支給申請書 …所定の様式
 - ・申請者及び同居家族全員の個人番号（マイナンバー）を記載してください。
 - ・支給決定のため、16歳以上の方は課税状況等の調査に関する同意（同意欄への署名(サイン)）をお願いします。
- ②高等職業訓練促進給付金調書 …所定の様式
- ③養育費及び扶養親族に関する申立書 …所定の様式
- ④申請者の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類
マイナンバーカード、通知カード等
※マイナンバーカード以外の場合は、本人確認書類として、運転免許証等の顔写真入りの証明書1点又は公的書類（健康保険証等）2点が必要です。
- ⑤養成機関発行の在籍証明書（申請月発行のもの）
- ⑥養成機関の概要・カリキュラムが記載された書類
- ⑦養成機関発行の単位取得証明書 ※提出ができない場合（新入学時の場合等）は不要
- ⑧その他必要な書類
 - ・児童扶養手当を受給していない場合…ひとり親家庭であることを証する書類（戸籍謄本、遺族年金証書等）
 - ・市外からの転入等により、対象年度に神戸市で課税されていない場合…所得証明書
 - ・専門実践教育訓練促進給付金を受給されている方…『教育訓練給付金の受給資格者証』
 - ・専門実践教育訓練給付金対象講座を受講される方…『教育訓練給付金支給要件回答書』
又は『雇用保険被保険者取得届出確認照会回答書』

<請求手続き>

・支給期間中、**毎月 10 日まで**に必要な書類をそろえて、お住まいの区・北須磨支所のこども福祉担当に請求手続きをしてください（郵送の場合は必着）。

※請求書に印鑑は不要ですが、**印字・記述部分を訂正した箇所には、訂正印を押印ください。**

※給付金の支給には、毎月、**在籍する学校に証明をもらった『出席状況報告兼在籍証明書（所定様式）』**が必要となります。

提出がなく出席状況及び在籍状況が確認出来ない場合、給付金は支給されません。

※書類に不備や疑義がある場合は、再度来所していただくことがあります。

・提出書類の内容に誤りがなければ、原則として月末に指定の金融機関に振り込みます。

毎月の請求に必要な書類

①請求書 ②出席状況報告兼在籍証明書 ③（通信制の方のみ）修業報告書及び修業を証する書類

【児童扶養手当に使用している振込口座以外を希望する時（初回）、及び振込口座を変更した時のみ】

・給付金振込口座番号がわかるもの（預金通帳など）

【随時（年 2 回又は 3 回）】

・単位取得証明書（学期終了月の 2 ヶ月後の請求時）例：9 月に前期が終了⇒11 月請求書に添付

【支給最終月と修了月が同じ場合の請求をする時のみ】

・養成機関発行の修了証書の写し

6 訓練促進給付金支給申請・請求についての注意

【請求手続きについて】

- ① 給付金の請求手続きは**毎月 10 日まで**に行ってください（郵送の場合は必着）。
締め切りを過ぎて手続きをされた場合は、翌月末の支給となります。
- ② 支給決定を行う 4 月・8 月などは、締切日及び支給が遅れる場合があります（別途お知らせします）。ご了承ください。
- ③ 振込先の金融機関口座を変更する場合は必ず届け出てください。

【給付金が支給されない場合】

- ④ 支給対象月の月末までに請求手続きをしなかった場合、原則として給付金は支給されません。
（支給申請月から支給決定月まで及び最終月は除きます。）
- ⑤ 休学等により月の初日から末日まで 1 日も通学されなかった場合、当該月は支給されません。
（通信制の場合や夏季休暇等、年間カリキュラムに組み込まれている場合は支給対象となりますので、その旨出席状況兼在籍証明書に記入してください。）
- ⑥ 取得単位等を確認し、修業年限内での資格取得が見込まれない場合は、支給を停止します。
- ⑦ 対象要件に該当しなくなった場合（例：退学、休学、婚姻、市外転出、所得制限限度額超過

等) は、原則として当該月の翌月より支給を停止します。速やかに届け出てください。

【その他】

- ⑧ 転居や世帯員の転出入等、世帯の状況に変更があった場合は速やかに届け出てください。世帯員の変動に伴い、課税状況に応じて支給月額が変更される場合があります。
- ⑨ 対象資格を取得された後、資格取得を証する書類の写しを提出してください。また、就業等の状況についても所定の様式により報告していただきます。
- ⑩ 対象資格を取得するために養成機関に修学していても、就業または育児との両立が困難と認められない場合は、支給対象になりません。
- ⑪ 母子・父子福祉資金貸付の生活資金（技能習得中）を借り入れておられる場合は、貸付の辞退又は減額届出をしていただきます。
- ⑫ 生活保護を受けている方は、生活保護の担当者とよく相談してから申請してください。給付金は、生活保護費算定の際に収入として認定されます。
- ⑬ 不正な手段により給付金を受給された場合は、受給した給付金を全額返還していただきます。

7 修了支援給付金の支給

修業開始時及び修業修了時にひとり親家庭の母または父であることが支給の要件となります。

- 支給額 : 市民税非課税世帯 / 50,000 円
市民税課税世帯 / 25,000 円

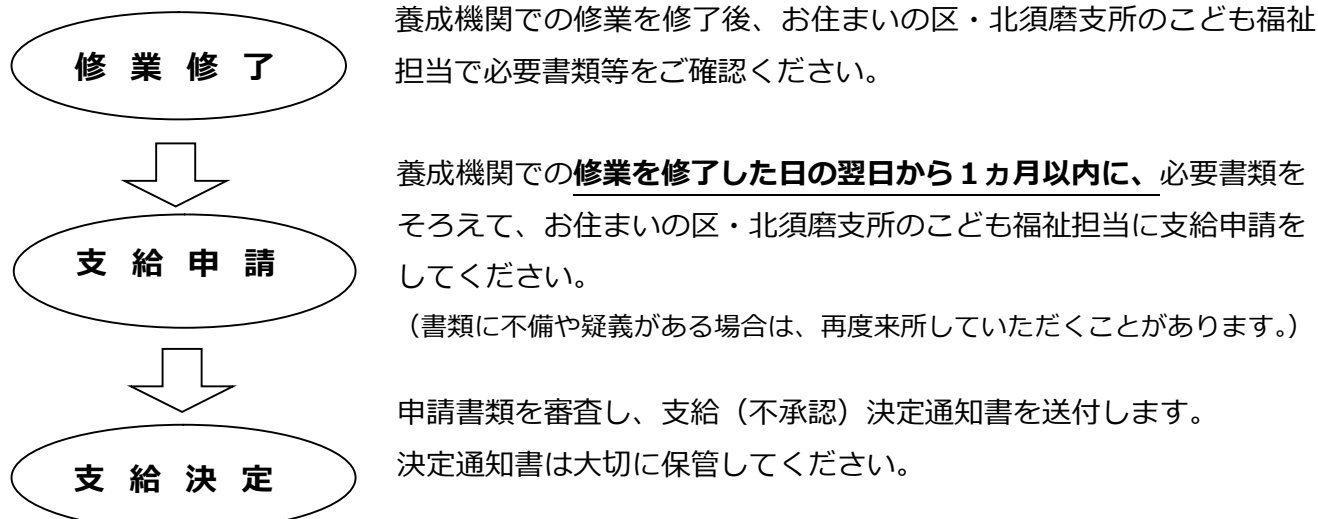
・支給額は、申請者及び同居の家族全員の市民税課税状況によって決定します。

※同居家族に市民税課税の方がいる場合は、申請者が非課税でも、課税世帯の支給額となります。

※支給額は、修了日の属する月が4～7月の場合は前年度、8月～翌3月の場合は当年度の課税状況により決定します。

8 修了支援給付金支給の手続き

<申請手続き>



支給決定後、修了支援金を指定の金融機関に振り込みます。

修了支援給付金の支給申請に必要な書類

- ①支給申請書 …所定の様式
- ②養成機関発行の修了証書の写し
- ③その他必要な書類
- ④給付金振込口座番号がわかるもの（預金通帳など）
※児童扶養手当で使用している振込口座以外を希望する場合

(申請時に児童扶養手当を受給していない方・修業開始時に児童扶養手当を受給していない方のみ)

- ・ひとり親家庭であることを証明する書類（戸籍謄本・遺族年金証書など）

(申請時に高等職業訓練促進給付金を受給しておらず、対象年度に神戸市で課税されていない方)

- ・申請者及び同居家族の所得（課税・非課税）証明書
※修了日の属する月が4～7月分の場合は前年度分、8月～翌3月の場合は当年度分。
※申請者が課税の場合、同居家族の分は不要。同居家族の1人でも課税の場合、他の同居家族の分は不要。

9 修了支援給付金支給申請についての注意

- ① 1で挙げた要件に全て該当しても、**次の場合には修了支援給付金は支給されません。**
 - ・修業開始時に、1(1)及び(2)の対象要件に該当していなかった場合。
 - ・養成機関での修業を修了していない場合。
 - ・修了日の翌日から1ヵ月以内に修了支援給付金の申請手続きがされなかった場合。
- ③ 不正な手段により給付金を受給された場合は、受給した給付金を全額返還していただきます。
- ④ 訓練促進給付金を受けて准看護師養成機関を修了された後、引き続き看護師養成機関で修業される場合は、原則として看護師養成機関修了時に申請していただきます（一人につき1回）。

問 い 合 わ せ 先 （こども福祉担当）			
東灘区役所	841-4131（代）	北須磨支所	793-1415
灘区役所	843-7001（代）	垂水区役所	708-5151（代）
中央区役所	335-7511（代）	北区役所	593-1111（代）
兵庫区役所	511-2111（代）	北神区役所	981-7005
長田区役所	579-2311（代）	西区役所	940-9501（代）
須磨区役所	731-4341（代）	こども家庭局子育て支援課	322-0249

詳しくは、お住まいの区・北須磨支所の保健福祉課こども福祉担当まで